

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和元年7月1日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800576 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900009 号

## 第 1 結論

平成 3 年 8 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 8 月から平成 7 年 3 月まで

実家に国民年金保険料未納分の納付書が届き、母が代わりにまとめて払ってくれた。50 から 60 万円程の領収書で母に申し訳なく反省し、それからはきちんと納付するようになったので、そのことをはっきり覚えている。領収書は紛失したが、確かに実家へ送られてきた納付書で支払ったので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者及び請求者の母親は、請求期間の国民年金保険料を 1 回で 50 万円くらい納付したとしているところ、請求者に係る A 市の国民年金被保険者履歴によると、「再取得 H03.08.03、1 号、適用もれ」の記録について、異動日は H03.08.03、届出日は H07.07.31 と入力されていること及びオンライン記録の当該再取得日に係る処理日は平成 7 年 8 月 10 日とされていることから、当該届出日において平成 3 年 8 月分から平成 5 年 5 月分までの国民年金保険料は、時効により納付できない。そのため、前述の届出日（平成 7 年 7 月 31 日）時点で遡って納付することができる平成 5 年 6 月分から平成 7 年 3 月分までの国民年金保険料合計額は 238,200 円であり、請求者が主張する領収書の金額とは大きく相違する。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者及び請求者の母親から、請求期間に係る国民年金の加入手続時期、保険料の納付時期及び保険料を納付した場所についての具体的な陳述を得ることができない。

なお、前述のとおり、請求者及び請求者の母親は、請求期間の国民年金保険料を 1 回で 50 万円くらい納付したとしているところ、その納付方法は夫婦の口座からお金を引き出して支払ったかもしれないと陳述しているため、金融機関の取引明細を取り寄せたが、請求期間の国民年金保険料を納付したことをうかがい知ることができない。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900003 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900010 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 9 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 9 月から同年 12 月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については、婚姻前の期間で実家にいたため、母が加入手続を行い、その保険料を支払っていたはずだが未納と記録されている。

母が払っていないはずはないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の主張どおり、請求者の婚姻前に請求者の母親が国民年金の加入手続を行っていた場合、請求者の国民年金被保険者台帳には請求者の旧姓 (A) が記載されている必要があるが、当該被保険者台帳の「氏名」欄には、婚姻後の姓のみが記載されており、旧姓の記載はない。

また、前述の被保険者台帳の「取得年月日-種別」欄には「\*」の記載があることを踏まえ、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は請求者が婚姻した昭和 54 年 12 月 \* 日以後に行われたものとするのが自然である。

さらに、B 町は、請求期間当時の国民年金の資料で現存しているものはないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付記録についても確認できない旨回答している。

加えて、請求者は、母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、これらを行っていたとする請求者の母親は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。